

国民健康保険と後期高齢者医療保険の

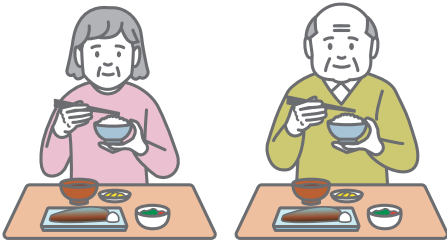
入院したときの食事代が変更となりました。

令和8年6月1日以降の入院での食事代については次の表のとおりに変更となりました

①入院時食事療養費(一般病床、精神病床等に入院したとき)

食費の標準負担額(1食当たり)

負担区分		食 費
現役並み所得者		550円 ^{※1}
一般Ⅰ・一般Ⅱ		
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12カ月の入院日数)	270円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数) 長期入院該当 ^{※2}	220円
低所得者Ⅰ		130円
老齢福祉年金受給者		
境界層該当者		



※1 指定難病患者の方は、330円の場合もあります。
また、平成28年3月31日において既に1年を超えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は260円の場合もあります。

※2 低所得者Ⅱに該当し、過去12カ月で入院日数が90日(低所得者Ⅱの区分の認定を受けている期間に限り)ます)を超える場合はお住まいの市(区)町村の担当窓口で長期入院該当申請をしてください。

②入院時生活療養費(医療療養病床^{※3}に入院したとき)

食費・居住費^{※4}の標準負担額(食費は1食当たり、居住費は1日当たり)

負担区分		医療区分Ⅰ (右に該当しない方)		医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方) ^{※5}		指定難病患者		
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	
現役並み所得者		550円 ^{※6}	430円	550円 ^{※6}	430円	330円	0円	
一般Ⅰ・一般Ⅱ								
低所得者Ⅱ	90日以内の入院 (過去12カ月の入院日数)	270円		270円				270円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数) 長期入院該当 ^{※2}			220円		220円		
低所得者Ⅰ		160円		130円		130円		
	老齢福祉年金受給者	130円	0円	130円	0円	130円		
境界層該当者								

※3 「医療療養病床」は保険医療機関における、急性期を脱し長期の療養を必要とする方のための病床です。
※4 「居住費」は療養病床に入院しているときの光熱水費相当額の負担分です。
※5 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号)。
例えば、人工呼吸器、中心静脈栄養等を要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な方、回復期リハビリテーション病棟に入院している方などのことです。
※6 保険医療機関の施設基準等により510円の場合もあります。

サマージャンボプレミアム12億円

(1等8億円・前後賞各2億円合わせて)

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

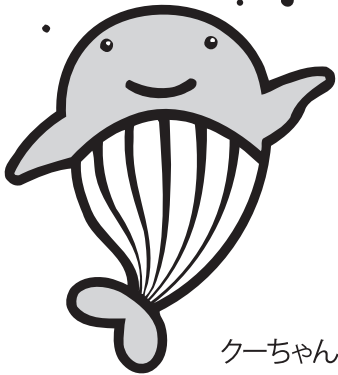
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

6月30日火 3種類同時発売!

発売期間 6/30(火)~7/31(金)

抽せん日 8/12(水)

プレミアム:1枚 500円
ジャンボ・ミニ:1枚 300円



クーちゃん

公益財団法人熊本市町村振興協会